

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年3月13日
 京都府新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、4名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、3名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

陽性判明日：3月12日

| 府番号 | 所在地域等 | 年代 | 性別 | 発症日 | 現在の症状 | 検査日 | 判明している概要 |
|------|-------|----|----|------|-------|-------|----------|
| 9182 | 乙訓 | 60 | 男性 | 3月8日 | 発熱、頭痛 | 3月11日 | 会社員 |

陽性判明日：3月13日

| 府番号 | 所在地域等 | 年代 | 性別 | 発症日 | 現在の症状 | 検査日 | 判明している概要 |
|------|-------|-------|----|------|-------|-------|-------------|
| 9183 | 山城北 | 50 | 女性 | 3月5日 | 無症状 | 3月13日 | 病院職員 |
| 9184 | 京都市 | 40 | 女性 | 調査中 | 調査中 | 3月13日 | 病院職員 |
| 9185 | 山城北 | 10歳未満 | 女性 | 3月9日 | 頭痛 | 3月13日 | 府9125例目の接触者 |

※これまでに職員14名の陽性者が判明している医療機関で、新たに2名（府9183、9184例目）の陽性が判明。

2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の3名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

- ・9072例目（3月12日）
- ・9100例目（3月13日）
- ・9139例目（3月13日）

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
 - ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合



報道に当たっては、個人情報保護の御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

療養者の状況（3月12日）

| 療養者数 | うち重症者数※ |
|------|---------|
| 184名 | 1名 |

※人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

PCR検査の状況（3月12日）

| 件数 | 新規陽性者数 | 陽性率（7日間平均） |
|------|--------|------------|
| 836件 | 7名 | 2.1% |

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723

その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-5487